まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法、建築基準法等における権限を都市自治体に移譲すること。
- 2. 土地区画整理事業等について、地域の実情に合った採択要件の緩和や必要な財源を確保すること。

また、農業振興地域制度及び農地転用許可制度等について、地域の実情を踏まえたまちづくりができるよう、運用基準を緩和するとともに事務手続きの迅速化・簡素化を図ること。

- 3. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。
- 4. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、地域の実情にあった財政支援措置を講じるとともに、採択基準の緩和を図ること。
- 5. まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策について、適切な財政措置を講じること。

また、中心市街地活性化基本計画の認定地域への確実な支援を講じること。

- 6. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に 推進すること。
- 7. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。 また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、自治体が良質な 建設発生土を確保できるよう、適切な措置を講じること。

8. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。

9. 東日本大震災関係

(1) 防災集団移転促進事業の移転対象者が、事業実施以前に先行して移転を行った場合においても、遡及して制度を活用するなどの柔軟な措置を講じること。

また、防災集団移転促進事業の買取り要件や平均敷地面積上限、公共施設整備の国庫補助対象経費の上限等について、被災地の実情に合った制度に緩和するとともに、移転先の土地が円滑に取得できるよう土地所有者に対する税の負担軽減策を講じること。

(2)住宅地や工場・工務地が分散立地した全被災地域の早期復興を図るため、津波 復興拠点整備事業の面積上限の拡大や補助要件などの弾力的な運用を図ること。 また、嵩上げ事業決定前に先行して行った工事については遡及して事業の対象 とするなどの柔軟な措置を講じること。